

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○障害者就業・生活支援センターの変更の届出	一	(雇用対策課)
○認証食品の認証	一	(食産業振興課)
○平成二十六年における主要農作物の原種の価格	二	(農産園芸環境課)
○保安林の指定の予定	二	(森林整備課)
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	二	(防災砂防課)
○土砂災害警戒区域の指定	四	(同)
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	四	(都市計画課)
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	四	(会計課)
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	四	(北部地方振興事務所)
○仙台港背後地土地区画整理事業に係る換地処分の指定通知の内容の公表	五	(都市計画課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(三件)	六	(契約課)
選挙管理委員会		
○政治団体の届出	一四	
○政治団体の届出事項の異動届	一四	
○政治団体の解散届	一四	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)	一五	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)	一五	
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数	一六	
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選	一六	

挙権を有する者の数

監査委員

○定期監査の結果の公表(二件)

一七

告 示

○宮城県告示第七百五十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの指定をした団体から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定を受けた者の名称及び住所
- 1 名称 社会福祉法人洗心会
 - 2 住所 気仙沼市唐桑町只越三百六十六番地五
- 二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	気仙沼市錦町二丁目五番十号 (気仙沼市総合市民福祉センター)内	気仙沼市神山五番地三	平成二十六年四月一日

○宮城県告示第七百五十四号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
百十三	ち づ つき も	有限会社イーストフ アームみやぎ 取締役 赤坂芳則 代表	有限会社イーストフ アームみやぎ	遠田郡美里町二郷字前谷地百 十四番地

二 認証年月日

平成二十六年八月二十二日

○宮城県告示第七百五十五号
 主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 類	原種一キログラム当たりの価格
麦類 小麦	二百五十一円
麦類 大麦	二百六十一円

○宮城県告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
 栗原市花山字本沢虚空蔵二の五四

二 指定の目的
 水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
沼の沢	土石流	登米市登米町大字日根牛峯畑、中山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防務所登米地域事務所
道場ヶ沢	土石流	登米市登米町寺池道場（次の図のとおり）		
羽沢下沢	土石流	登米市登米町大字日根牛上羽沢（次の図のとおり）		
小池沢	土石流	登米市登米町大字日根牛小池、中山（次の図のとおり）		
ムジナ沢	土石流	登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）		
滝の沢2	土石流	登米市東和町米谷字滝の沢（次の図のとおり）		
長円田沢1	土石流	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）		
鉄台沢	土石流	登米市東和町米川字北上沢（次の図のとおり）		
飯土井高屋敷沢	土石流	登米市東和町米川字飯土井（次の図のとおり）		
柵崎沢	土石流	登米市東和町米川字富沢（次の図のとおり）		
八ヶ森沢3	土石流	登米市東和町錦織字八ヶ森（次の図のとおり）		
梅ノ木下沢	土石流	登米市東和町錦織字畑の沢（次の図のとおり）		
堤花	急傾斜地の崩壊	登米市迫町北方字堤花（次の図のとおり）		
山ノ内	急傾斜地の崩壊	登米市迫町北方字堤花（次の図のとおり）		
山ノ上の1	急傾斜地の崩壊	登米市迫町北方字山ノ上（次の図のとおり）		

蕪木の3	寿崎の2	迫の1	糧崎	東上沢の3	根廻の4	石山	上羽沢の6	上羽沢の1	道場の3	鉄砲町の1	峯畑	入谷	東表の3	東表の2	東表の1	宮崎	鼠田	畔ヶ崎	日向前の3	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市豊里町蕪木（次の図のとおり）	登米市豊里町寿崎（次の図のとおり）	登米市豊里町迫（次の図のとおり）	登米市豊里町山根（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字根廻（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字根郭（次の図のとおり）	登米市東和町米大字日根牛上羽沢（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛上羽沢（次の図のとおり）	登米市登米町寺池道場（次の図のとおり）	登米市登米町寺池鉄砲町、寺池金沢山（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛峯畑、中山（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛入谷、中山（次の図のとおり）	登米市迫町森字東表（次の図のとおり）	登米市迫町森字東表（次の図のとおり）	登米市迫町森字東表（次の図のとおり）	登米市迫町北方字宮崎（次の図のとおり）	登米市迫町北方字鼠田（次の図のとおり）	登米市迫町北方字畔ヶ崎（次の図のとおり）	登米市迫町北方字日向前（次の図のとおり）	

黄牛比良	田高畑の2	田高畑	中須崎	翌沢	2松島屋敷の	1松島屋敷の	2戸根屋敷の	1戸根屋敷の	大西の2	大西の1	高石の2	内鰐丸	1青島屋敷の	八の森	加慶の2	加慶の1	とど台の2	とど台の1	西門	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市津山町柳津字黄牛比良（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛田高畑（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛田高畑（次の図のとおり）	登米市南方町中須崎（次の図のとおり）	登米市南方町翌沢（次の図のとおり）	登米市南方町松島屋敷（次の図のとおり）	登米市南方町松島屋敷（次の図のとおり）	登米市南方町戸根屋敷（次の図のとおり）	登米市南方町戸根屋敷（次の図のとおり）	登米市南方町大西、新長根下（次の図のとおり）	登米市南方町長根、大西（次の図のとおり）	登米市南方町高石（次の図のとおり）	登米市南方町鰐丸（次の図のとおり）	登米市南方町青島屋敷（次の図のとおり）	登米市南方町八の森（次の図のとおり）	登米市石越町東郷字加慶（次の図のとおり）	登米市石越町東郷字加慶（次の図のとおり）	登米市石越町南郷字鱒台（次の図のとおり）	登米市石越町南郷字鱒台（次の図のとおり）	登米市石越町北郷字西門（次の図のとおり）	

宮沢の2 急傾斜地の崩壊 登米市津山町柳津字宮沢（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
中森の沢	土石流	登米市登米町大字日根牛小池前（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
山峡沢	土石流	登米市登米町大字日根牛小池（次の図のとおり）	
大柳津上沢	土石流	登米市津山町柳津字大柳津（次の図のとおり）	
大柳津上沢	土石流	登米市津山町柳津字大柳津（次の図のとおり）	
大柳津上沢	土石流	登米市津山町柳津字大柳津（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
 - 石巻市南境土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
 - 石巻市南境字鶴巻三十三番地一

三 設立認可の年月日

平成九年十二月十五日

四 変更認可の年月日

平成二十六年九月三日

○宮城県告示第七百六十号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第二号中「母子福祉資金貸付金」の下に「、父子福祉資金貸付金」を加える。

附 則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

○宮城県告示第七百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十六項の規定により、西向土地改良区役員の内任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年九月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年八月十九日	菅 原 宗 勝	栗原市栗駒沼倉宮野一番地	理事
平成二十六年八月十九日	佐 藤 昭 博	栗原市栗駒沼倉浦田六十九番地	理事
平成二十六年八月十九日	菅 原 菊 夫	栗原市栗駒沼倉滝ノ原二十五番地	理事
平成二十六年八月十九日	遠 藤 義 一	栗原市栗駒沼倉中埜四十七番地	理事

二 退任した者

平成二十六年八月十九日	芳賀 徳光	栗原市栗駒沼倉反目二番地	理事
平成二十六年八月十九日	佐藤 陸夫	栗原市栗駒沼倉桑畑三十番地	監事
平成二十六年八月十九日	濁沼 栄一	栗原市栗駒沼倉峰五番地	監事

公 告

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年八月十八日	菅原 宗勝	栗原市栗駒沼倉宮野一番地	理事
平成二十六年八月十八日	佐藤 昭博	栗原市栗駒沼倉浦田六十九番地	理事
平成二十六年八月十八日	菅原 菊夫	栗原市栗駒沼倉滝ノ原二十五番地	理事
平成二十六年八月十八日	遠藤 義一	栗原市栗駒沼倉中埜四十七番地	理事
平成二十六年八月十八日	芳賀 徳光	栗原市栗駒沼倉反目二番地	理事
平成二十六年八月十八日	佐藤 陸夫	栗原市栗駒沼倉桑畑三十番地	監事
平成二十六年八月十八日	濁沼 栄一	栗原市栗駒沼倉峰五番地	監事

○仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

1 氏名 大友 雄一

住所 さいたま市桜区西堀八丁目十五番二十七号 クレールつかさ三〇三

二 通知の内容

土地地区画整理法第百三条第一項の規定により、仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおり換地処分します。

三 教示

1 この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に、国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項については、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

2 この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内（この通知についての審査請求を行った場合には、この審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの通知についての取消訴訟を提起することができます。

2 氏名 菊田 たけ

住所 宮城県高砂村中野百六番地

3 氏名 菊田 徳治

住所 仙台市中野字沼向九十八番地

4 氏名 今野 喜平治

住所 仙台市大町五丁目百九十四番地

5 氏名 佐藤 岩吉

住所 不明

6 氏名 佐藤 新五郎

住所 不明

7 氏名 佐藤 信子

住所 仙台市蒲生字竹ノ内三十四番地の一

8 氏名 鈴木 彦二郎

住所 仙台市田子町百十七番地

9 氏名 栄運送 株式会社

住所 仙台市宮城野区蒲生字二本木百四十九番地の二

10 氏名 丹野建設 株式会社

住所 仙台市青葉区国分町二丁目十四番二十四号

11 氏名 宮城郡高砂村蒲生字堰水利組合

住所 不明

なお、別紙図書は掲載を省略し、それらを宮城県仙台市宮城野区福室字境四番二十四甲区集会所掲示板において掲示する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十六年度県債三一―地震災六〇五三―〇一―号

2 工事名 津谷川河川災害復旧工事（その1）

3 施工場所 二級河川津谷川水系津谷川 気仙沼市本吉町新北明戸地内

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十年三月二十三日まで

5 工事概要 復旧延長 一、三五四・〇メートル

築堤盛土工 一五九、七二〇立方メートル

法覆護岸工 四五、一一五平方メートル

矢板工（一〇H、L三メートル） 一、三七二枚

附帯道路工 一式

6 予定価格 三、五九七、八八三、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 平成二十六年宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（土木一式工事）（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本人札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県庁行政舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 〇二二一三一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年九月九日（火）から平成二十六年九月十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出す。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年九月九日（火）から平成二十六年十月二十日（月）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター（宮城県庁行政舎地下一階）

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年十月二十日（月）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年十月二十一日（火）午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室（宮城県庁行政舎二階）

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（三の2により配布する様式による。）を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十六年九月九日（火）から平成二十六年九月十九日（金）まで（休日等を除く。）の

午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることが出来る。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Services Required : Restoration work on Tsuyagawa River (Stage 1)

2 Application Deadline for Participation in Bidding : September 19, 2014, 5 : 00 p.m.

3 Deadline for Bids : October 20, 2014, 5 : 00 p.m.

4 Contract Information : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3336

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する工事
 - 1 工事番号 平成二十六年度県債三一―地震災六二五二―A〇二号
 - 2 工事名 中島地区海岸外災害復旧工事(その二)
 - 3 施工場所 本吉海岸中島地区海岸外 気仙沼市本吉町中島地内
 - 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十年三月二十三日まで
 - 5 工事概要 復旧延長 一、七六二メートル

- 傾斜堤工 八〇〇メートル
- 築堤盛土 四二〇、〇〇〇立方メートル
- 法覆護岸(二トンプロック) 五七、二二八平方メートル
- 河川堤工 六三二メートル
- 築堤盛土 三三四、六〇〇立方メートル
- 法覆護岸(二トンプロック) 四八、九一〇平方メートル
- 導流堤工 三三〇メートル
- 地盤改良工(サンドコンパクションパイル) 一五、四二三本
- 樋管工 三基
- 側道工 一、一四七メートル

- 6 予定価格 一、八二二、四三八、〇〇〇円(消費税及び地方消費税を除く)
- 7 入札方式 一般競争入札(入札参加資格事前審査方式(施工体制事前提出方式)・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用)
- 8 落札方式 総合評価落札方式(標準型(施工計画型))

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

- 1 共同企業体の結成方法
 - (一) 構成員の数は、三者であること。
 - (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。
 - (三) 結成は、自主結成であること。

- (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
- (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。
- 2 共同企業体の構成員の資格
 - (一) 共同企業体におけるすべての構成員

- (1) 平成二十六年宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格(土木一式工事)(以下「特定調達参加資格」という。)を有すること。
- (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 開札日において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
- (4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
- (5) 開札日において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。
なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団

(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 (3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)
 宮城県出納局契約課工事契約班 〇二二一二一一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間
 平成二十六年九月九日(火)から平成二十六年九月十九日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年九月九日(火)から平成二十六年十月二十日(月)まで(休日等を除く。))の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年十月二十日(月)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年十月二十一日(火)午前十時二十分

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十六年九月九日(火)から平成二十六年九月十九日(金)まで(休日等を除く)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く)。

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする)。

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

- 1 Services Required : Restoration work on Nakajima coastal area (Stage 2)
- 2 Application Deadline for Participation in Bidding : September 19, 2014, 5 : 00 p.m.
- 3 Deadline for Bids : October 20, 2014, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 液体クロマトグラフ／タンデム四重極／イオントラップハイブリッド型質量分析計 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十七年三月二十日（金）

4 納入場所 宮城県保健環境センター新庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ平成二十六年九月三十日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二二二一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十六年九月三十日（火）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年九月二十六日（金）から平成二十六年十月六日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年十月六日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十六年十月十日（金）午前九時から平成二十六年十月二十一日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年十月二十一日（火）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす

る。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十六年十月二十二日（水）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Liquid Chromatograph, Tandem Quadrupole, Ion Trap Mass Spectrometer Hybrid System (1 Set)

2 Deadline for Delivery : Friday, March 20, 2015

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Health and Environment Center New Government Building

4 Deadline for Bid : Tuesday, October 21, 2014, 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division.

Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
980-8570 Japan, Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○宮選管告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十六年九月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
次世代の党宮城県支部連合会	中野 正志	佐藤 順	仙台市青葉区中央二丁目七-三〇	○	平成二十六年八月一日
自由民主党宮城県柔道整復師支部	櫻田 裕	渡邊 利康	仙台市青葉区上杉二-一九	○	平成二十六年八月四日
日本維新の会宮城県総支部	畠山 昌樹	畠山 典人	仙台市若林区六丁の目南町一-四〇	○	平成二十六年八月一日

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部	畠山 昌樹	畠山 典人	仙台市若林区六丁の目南町一-四〇	衆議院議員	○	平成二十六年八月一日

○宮選管告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年九月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党大和町支部	松川 利充 兄玉 隆雄	平成二十六年八月二十一日

自由民主党宮城県郵政政治連盟支部	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出年月日
仙台市青葉区五橋二-一四-二	内ヶ崎 慎	杉原 寿男	久保田幸男	平成二十六年八月七日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
政経フォーラム	石塚 博文 今井 末吉	平成二十六年八月二十二日

宮城県農協政治連盟	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出年月日
石川 壽一	菅原 章夫	佐藤 純一	平成二十六年八月二十六日

山田としお宮城県後援会	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出年月日
石川 壽一	菅原 章夫	佐藤 純一	平成二十六年八月二十六日

○宮選管告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十六年九月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

日本維新の会宮城県総支部

中野 正志

平成二十六年七月三十一日

日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部

畠山 昌樹

平成二十六年七月三十一日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日
 千葉一男後援会 新妻 芳郎 平成二十六年八月八日

○宮城県告示第百三三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年九月九日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部
 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 畠山 昌樹

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 26. 5. 14 (26. 7. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

日本維新の会宮城県総支部
 報告年月日 26. 5. 30 (26. 7. 31解散)

1 収入総額 7,500,000

本年収入額 7,500,000

2 支出総額 5,309,113

3 本年収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

日本維新の会本部 7,500,000

4 支出の内訳

経常経費 3,619,258

人件費 2,450,000

備品・消耗品費 447,140

事務所費 722,118

政治活動費 1,689,855

組織活動費 567,620

機関紙誌の発行その他の事業費 1,109,576

宣伝事業費 1,109,576

調査研究費 12,659

（その他の政治団体）

千葉一男後援会

報告年月日 26. 3. 28 (26. 8. 8解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年九月九日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部
 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 畠山 昌樹

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 26. 8. 11 (26. 7. 31解散)

1 収入総額 2,250,000

本年収入額 2,250,000

2 支出総額 2,250,000

3 本年収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 2,250,000

日本維新の会本部 2,250,000

4 支出の内訳

経常経費 1,479,043

人件費 857,503

光熱水費 9,539

備品・消耗品費 85,507

事務所費 526,494

政治活動費 770,957

組織活動費 223,235

機関紙誌の発行その他の事業費 547,722

宣伝事業費 547,722

日本維新の会宮城県総支部

報告年月日 26. 8. 11 (26. 7. 31解散)

1 収入総額 7,190,887

前年繰越額 2,190,887

本年収入額 5,000,000

2 支出総額 5,701,529

3 本年収入の内訳 5,000,000

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 5,000,000

日本維新の会本部 5,000,000

4 支出の内訳

経常経費 5,601,669

人件費 4,000,000

備品・消耗品費 360,302

事務所費 1,241,367

政治活動費 99,860

組織活動費 62,060

機関紙誌の発行その他の事業費 37,800

宣伝事業費 37,800

(その他の政治団体)

千葉一男後援会

報告年月日 26. 8. 8 (26. 8. 8解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第百五号

平成二十六年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年九月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一〇四

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、一四五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七九、三五六	岩沼選挙区	一一、七五七
宮城野選挙区	五〇、七二三	登米選挙区	一三、二〇九
若林選挙区	三五、七四三	栗原選挙区	二〇、六八七
太白選挙区	六一、〇三〇	東松島選挙区	一〇、八四九
泉選挙区	五八、六六四	大崎選挙区	三六、九〇二
石巻・牡鹿選挙区	四三、六二三	柴田選挙区	二二、九一六
塩釜選挙区	一五、七一一	亘理選挙区	一三、〇七五
気仙沼・本吉選挙区	二三、一二六	宮城選挙区	一三、七八九
白石・刈田選挙区	一四、一七八	黒川選挙区	二四、一一〇
名取選挙区	一九、八六二	加美選挙区	九、〇五一
角田・伊具選挙区	一二、八二七	遠田選挙区	一一、九〇八

多賀城・七ヶ浜選挙区 二一、九五五

○宮選管告示第百六号

平成二十六年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十六年九月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 藤 地 光 輝

三三八、一四五

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る平成26年度定期監査の結果については、次のとおりです。

平成26年9月9日

宮城県監査委員 安 部 孝
 宮城県監査委員 ゆ さ み ゆ き
 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

記

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等

別紙のとおり

2 監査結果

平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

(1) 企業局公営事業課（水道経営管理室）

イ 企業債の償還において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

(イ) 企業債の償還において、支払日が1日遅れたために、追加利息が発生したものと。

年間追加利息額 44,679円

別紙

○宮城県水道用水供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成26年7月17日
 大崎広域水道事務所 平成26年7月16日
 仙南・仙塩広域水道事務所 平成26年7月15日

2 事業概要

本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市、栗原市、加美町、 通谷町、美里町、大和町、 大郷町、富谷町、松島町、 大郷村 (10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市、塩竈市、白石市、 名取市、角田市、多賀城市、 岩沼市、蔵王町、大河原町、 村田町、柴田町、亘理町、 山元町、松島町、七ヶ浜町、 利府町、富谷町 (17市町)	平成2年度

3 事業実績

平成25年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	23,502 ^{千㎡}	3,264,118 ^{千円}	2,436,721 ^{千円}	778,026 ^{千円}	778,026 ^{千円}
仙南・仙塩広域水道事業	73,561	12,858,177	8,284,813	4,497,856	4,497,856
合計	97,063	16,122,295	10,721,534	5,275,882	5,275,882

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 (水道経営管理室を含む) 平成26年7月17日
大崎広域水道事務所 平成26年7月16日
仙南・仙塩広域水道事務所 平成26年7月15日

2 事業概要

本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。
事業廃止した仙南工業用水道事業については、事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大10万m ³	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大10万m ³	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大5万8,500m ³	大崎市、加美町、大和町、大衡村(4市町村)	昭和55年度
仙南工業用水	七ヶ宿ダム		事業廃止	

3 事業実績

平成25年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
仙塩工業用水	9,316	545,370	496,149	39,839	709,128
仙台圏工業用水	13,459	341,539	400,774	△ 59,988	467,771
仙台北部工業用水	6,567	436,992	370,851	65,451	△ 979,045

事業名	決算額	経営状況
仙南工業用水	-	210,873
仙塩工業用水	29,342	1,534,774
合計	29,342	1,270,978
		252,970
		△ 194,983

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 平成26年7月17日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び他会計に対する資金の貸付事業を行っている。

3 事業実績

平成25年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
地域整備事業	485,463	1,099,856	△ 622,151	△ 776,047

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成26年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成26年9月9日

宮城県監査委員	安部孝
宮城県監査委員	ゆきみゆき
宮城県監査委員	遊佐勘左衛門
宮城県監査委員	工藤鏡子

1 監査実施機関及び監査実施日

報 告 公 報 城 県

監査実施機関	監査実施日	自然保護課	7月23日
○総務部		食と暮らしの安全推進課	7月14日
本庁		循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室	7月23日
秘書課	7月9日	震災廃棄物対策課	7月23日
人事課・行政管理室	7月22日	消費生活・文化課	7月14日
行政経営推進課	7月22日	共同参画社会推進課	7月8日
職員厚生課	7月9日	○保健福祉部	
私学文書課・県政情報公開室	7月16日	本庁	
広報課	7月9日	保健福祉総務課・震災援護室	7月25日
財政課	7月25日	社会福祉課	7月29日
税務課・地方税徴収対策室	7月22日	医療整備課	7月22日
市町村課（選挙管理委員会事務局を含む。）	7月24日	長寿社会政策課	7月25日
管財課・財産利用推進室	7月9日	健康推進課・疾病・感染症対策室	7月25日
危機対策課	7月22日	子育て支援課	7月25日
消防課・防災（ヘリ）コタター管理事務所	7月9日	障害福祉課	7月25日
○震災復興・企画部		乗務課	7月8日
本庁		国保医療課	7月8日
震災復興・企画総務課	7月17日	○経済商工観光部	
震災復興推進課	7月11日	本庁	
震災復興政策課	7月23日	経済商工観光総務課・富県宮城推進室	7月29日
地域復興支援課	7月23日	新産業振興課・自動車産業振興室	7月23日
総合交通対策課	7月16日	産業立地推進課	7月24日
統計課	7月15日	商工経営支援課	7月24日
情報政策課・情報産業振興室	7月9日	産業人材対策課	7月24日
情報システム課	7月9日	雇用対策課	7月24日
○環境生活部		観光課	7月15日
本庁		国際経済・交流課・海外ビジネス支援室	7月8日
環境生活総務課	7月23日	○農林水産部	
環境政策課・再生可能エネルギー室	7月9日	本庁	
環境対策課	7月23日	農林水産総務課・農林水産政策室	7月30日
原子力安全対策課	7月15日	農林水産経営支援課	7月16日

食産業振興課	7月17日	検査課	7月11日
農業振興課	7月23日	○議会事務局	7月30日
農産園芸環境課	7月29日	○教育庁 本庁	
畜産課	7月10日	総務課・教育企画室	7月29日
農村振興課	7月29日	福利課	7月14日
農村整備課・農地復興推進室	7月30日	教職員課	7月11日
林業振興課	7月22日	義務教育課・特別支援教育室	7月14日
森林整備課	7月17日	高校教育課	7月15日
水産業振興課	7月10日	施設整備課	7月29日
(宮城県海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局を含む。)	7月25日	スポーツ健康課	7月16日
水産業基盤整備課・漁港復興推進室	7月25日	生涯学習課	7月16日
○土木部		文化財保護課	7月17日
本庁		○警察本部	8月6日、7日
土木総務課	7月30日	○人事委員会事務局	7月18日
事業管理課	7月11日	○監査委員事務局	7月30日
用地課(収用委員会事務局を含む。)	7月11日	○労働委員会事務局	7月29日
道路課	7月30日	2 監査結果	
河川課	7月22日	<p>平成25年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 税務課・地方税徴収対策室</p> <p>県税において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,778,539,538円</p> <p>過年度分 4,575,909,438円</p> <p>合 計 6,354,448,976円</p> <p>・H24年度収入未済額</p>	
防災砂防課	7月24日		
港湾課	7月30日		
空港臨空地域課	7月11日		
都市計画課・復興まちづくり推進室	7月25日		
下水道課	7月30日		
建築宅地課	7月11日		
住宅課・復興住宅整備室	7月22日		
営繕課	7月24日		
設備課	7月24日		
○出納局			
本庁			
会計課・会計指導検査室	7月11日		
契約課	7月15日		

報 告 公 報 城 県 宮

<p>現年度分 1,985,447,672円 過年度分 5,040,408,921円 合 計 7,025,856,593円</p> <p>(2) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室 特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容) ・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 23,411,985円 過年度分 490,941,011円 合 計 514,352,996円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 24,434,328円 過年度分 467,158,047円 合 計 491,592,375円</p> <p>(3) 長寿社会政策課 返還金（平成23・24年度介護分野緊急雇用創出事業運営業務委託契約解除に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容) ・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 9,246,000円 過年度分 0円 合 計 9,246,000円</p> <p>(4) 子育て支援課 母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金、児童保護費及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容) ○母子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 15,849,127円 過年度分 82,063,828円</p>	<p>合 計 97,912,955円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 16,124,902円 過年度分 79,266,543円 合 計 95,391,445円</p> <p>○母子寡婦福祉資金違約金 ・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 104,780円 過年度分 4,420,250円 合 計 4,525,030円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 464,800円 過年度分 4,397,800円 合 計 4,862,600円</p> <p>○児童保護費 ・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,781,780円 過年度分 13,477,154円 合 計 16,258,934円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,848,640円 過年度分 14,789,144円 合 計 17,637,784円</p> <p>○児童扶養手当給付費返還金 ・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 880,160円 過年度分 21,142,380円 合 計 22,022,540円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,710,490円 過年度分 21,241,680円</p>
--	---

<p>合 計 22,952,170円</p> <p>(5) 障害福祉課 補助金等精算返還金、返還金、負担金（扶養保険費）及び使用料（第二啓佑学園、啓佑学園）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○補助金等精算返還金（平成22・23年度障害者自立支援基盤整備事業補助金及び福祉・介護人材処遇改善事業助成金に係る返還金）</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 19,964,338円 過年度分 0円 合 計 19,964,338円</p> <p>○返還金（平成23年度障害福祉関係施設緊急雇用創出事業等に係る返還金）</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 16,998,576円 過年度分 0円 合 計 16,998,576円</p> <p>○負担金（扶養保険費）</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 474,130円 過年度分 6,240,040円 合 計 6,714,170円</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 507,970円 過年度分 6,586,960円 合 計 7,194,930円</p> <p>○使用料（第二啓佑学園）</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 634,299円 過年度分 465,017円 合 計 1,099,316円</p> <p>・H24年度収入未済額</p>	<p>現年度分 1,033,753円 過年度分 322,482円 合 計 1,356,235円</p> <p>○使用料（啓佑学園）</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 563,664円 過年度分 1,052,220円 合 計 1,615,884円</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 925,359円 過年度分 1,095,674円 合 計 2,021,033円</p> <p>(6) 業務課 賃借料の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>薬事業務総合支援システム用機器賃貸借料について、二重払があったもの。</p> <p>・件数 1件 ・金額 103,572円</p> <p>(7) 新産業振興課 返還金（平成23・24年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 628,210,533円 過年度分 0円 合 計 628,210,533円</p> <p>(8) 観光課 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p>
---	--

宮 城 県 公 報

契約執行者以外の者が、予定価格を訂正していたもの。

・韓国エーゼント等招請事業委託業務

(9) 農林水産経営支援課

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 22,324,000円

合 計 26,604,000円

・H24年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 20,373,000円

合 計 24,653,000円

(10) 畜産課

需用費の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

新聞購読料について、二重払があったもの。

・件数 1件

・金額 10,704円

(11) 住宅課

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○県営住宅使用料

・H25年度収入未済額

現年度分 23,978,222円

過年度分 166,772,338円

合 計 190,750,560円

・H24年度収入未済額

現年度分 38,213,803円

過年度分 187,386,036円

合 計 225,599,839円

○県営住宅駐車場使用料

・H25年度収入未済額

現年度分 2,384,700円

過年度分 7,807,200円

合 計 10,191,900円

・H24年度収入未済額

現年度分 3,827,030円

過年度分 8,665,465円

合 計 12,492,495円

(12) 会計課

乗務課及び畜産課における支出事務について、二重払が認められたので、審査事務を再点検するなど、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○乗務課

乗務課総合支援システム用機器賃貸借料（平成25年11月分）

・件数 1件

・金額 103,572円

○畜産課

新聞購読料（平成25年4月～6月分）

・件数 1件

・金額 10,704円

(13) 高校教育課

高等学校等育英奨学金貸付金償還金及び定時制通信制課程修学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○高等学校等育英奨学金貸付金償還金

・H25年度収入未済額

現年度分 43,865,050円

過年度分 31,222,641円
 合 計 75,087,691円

・H24年度収入未済額

現年度分 32,885,747円
 過年度分 10,298,698円
 合 計 43,184,445円

○定時制通信制課程修学資金貸付金償還金

・H25年度収入未済額

現年度分 22,400円
 過年度分 960,600円
 合 計 983,000円

・H24年度収入未済額

現年度分 134,400円
 過年度分 826,200円
 合 計 960,600円

(4) 施設整備課

教育財産の貸付料及び借受財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

イ 4月1日に調定すべき電話柱敷地貸付料について、平成26年7月8日に調定したものの。

・件数 1件

・調定金額 1,500円

ロ 平成25年5月から10月分の仮設校舎の使用許可に係る使用料について、10月31日にまとめて使用許可し、11月1日に使用料の調定を行ったもの。

・件数 9件

・調定金額 13,910円

(5) 文化財保護課

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電話料及び電気料の支出について、請求金額より少ない金額で支出手続した電話料が、公共

料金振替口座から先に引き落とされたため、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

・件数 1件

・正電話料支出額 2,888円
 ・誤電話料支出額 2,887円
 ・電気料金額 3,906,147円
 ・遅収加算額 115,505円

(6) 警察本部

放置違反金、損害賠償金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○放置違反金

・H25年度収入未済額
 現年度分 5,772,000円
 過年度分 15,378,009円
 合 計 21,150,009円

・H24年度収入未済額

現年度分 8,207,000円
 過年度分 18,692,305円
 合 計 26,899,305円

○損害賠償金

・H25年度収入未済額
 現年度分 3,884,265円
 過年度分 10,870,050円
 合 計 14,754,315円

・H24年度収入未済額

現年度分 2,063,250円
 過年度分 9,749,100円
 合 計 11,812,350円

○放置違反金に係る延滞金

・H25年度収入未済額

現年度分	405,800円
過年度分	1,800,290円
合 計	2,206,090円
・ H24年度収入未済額	
現年度分	704,000円
過年度分	1,768,190円
合 計	2,472,190円